

## 第2回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年2月13日（火） 午後1時30分から午後2時30分まで

2. 開催場所 境港市役所 第1会議室

3. 出席委員（12人）

会長（議長）	9番	足立晋哉
農業委員	1番	河岡誠
	2番	足立恵子
	3番	阿部和夫
	4番	橋本正之
	5番	古德哲郎
	6番	足立恵一
	7番	佐々木隆
	8番	梶谷重幸

最適化推進委員	11番	角興
	12番	築谷敏樹
	13番	永井和人

4. 欠席委員 10番 濱田孝

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	武良収
事務局長補佐	高木健
主任	西洋平

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第4号 令和6年年間活動計画（案）について

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第7号 農用地利用集積等促進計画（案）について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書

- 報告第5号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- 報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第7号 公共事業の施工に伴う農地転用報告書について

## 7. 会議の概要

議長 ただ今から、令和6年第2回境港市農業委員会総会を開会いたします。本日は1名欠席ですので定足数に達しており会議は成立しております。それでは、委員会会議規則第11条第2項に規定する総会の議事録署名委員について、議長から指名してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、2番足立恵子委員、3番阿部委員にお願いします。続いて、会務報告を行います。

(会長から次の事項について会務報告)

令和6年1月22日（月）鳥取県農業委員会会長協議会理事会（会長）

議長 それでは、議案審議に入ります。議案第4号「令和6年年間活動計画（案）について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号「令和6年年間活動計画（案）について」説明をさせていただきます。議案の2ページをご覧ください。令和6年境港市農業委員会活動計画（案）です。先月の総会後に農政専門部会を開催いたしまして、こちらの方で活動計画（案）について話し合った所でございますが、例年と変わっている所について説明をさせていただきます。【随時】のところに地域計画策定に向けた検討という事で、人農地プランから地域計画の方に変わりまして、それに伴っての農家さんの将来に向けての予想図といいますか、配置図等を検討していくものが地域計画になるのですが、こちらの方の検討をしていくという事と、9月に秋季及び春季の作業労賃標準額を今まで春と夏それぞれ分けていたのですが、今回計画の方から一括で最低賃金が決まった時点で話し合うという事です。そして、4月の農業委員研修を宿泊ありで想定しているという事で活動計画（案）としてあげさせていただいております。大きく変わった所は以上でございます。事務局からの説明は以上でございます。

議長 農政専門部会を行いましたので、部会長さん、説明をお願いします。

**古徳委員** 内容につきましては、昨年とほぼ変わりません。農業賃金につきましては、8月という事なので9月に検討する事になりました。毎年早くに農地パトロールを行うと予定にしていますが、出来るだけ8月に実施したいと考えています。ご検討お願いします。

**議長** 議案の説明が終わりました。ご意見ご質問等はありませんか。  
ないようですので採決をとります。議案第4号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議長** 全員賛成ですので、議案第4号は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明をお願いします。

**事務局** 議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明させていただきます。今回3件の申請が出ています。議案は3ページからとなります。(番号1)譲渡人が渡町のAさん、譲受人が三軒屋町のBさんです。土地の所在地は、4ページと5ページをご覧ください。渡小学校グラウンドの南側と東側の渡町781番、786番1、866番の3筆で計2153m<sup>2</sup>です。申請理由は、所有権を贈与により譲り受けて、露地野菜を栽培したいという申請内容です。次に農地法3条第2項各号の農地の権利移動に関する事項についてご説明をいたします。まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後も耕作を維持することですので、農地を効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。

第5号の転貸禁止要件には該当いたしません。

第6号の地域調和要件ですが、耕作をされると言う事で維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

現地調査は、**佐々木委員、築谷委員**にお願いしました。以上です。

**議長** 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

**築谷委員** 現地、Cというのは渡小学校のグラウンドの所です。大きな木があったのですが、現在は、伐採されています。そして5ページは渡小学校東側ですが、ここも以前は家庭菜園をしていたのですが、収穫後はBさんが譲り受けられるとの事です。特に問題はないと思います。皆さんのご審議をお願いします。

**議長** 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。(番号1)に賛成の方は挙手をお願いします。

**議長** 全員賛成ですので、(番号1)は、原案のとおり承認されました。  
続きまして、(番号2)の説明をお願いします。

**事務局** (番号2)を説明させていただきます。譲渡人が三軒屋町のDさんで、譲受人が幸神町のEさんです。土地の所在地は6ページをご覧ください。三軒屋町会館の西側の三軒屋町4497番2、畝、706m<sup>2</sup>となっております。申請地を売買により、所有権移転し、露地野菜を栽培すると言う申請内容です。次に農地法3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項についてご説明をいたします。まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後は耕作をされることですので、農地を効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。

第5号の転貸禁止要件には該当いたしません。

第6号の地域調和要件ですが、耕作をされると言う事で農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

現地調査は、**佐々木委員、築谷委員**、にお願いしました。以上です。

**議長** 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

**築谷委員** 現地から北に進むと自衛隊のフェンスにつながっています。三軒屋町会館あじさいホールの駐車場からすぐの場所なのですが、現在は木が2、3本も生えているのですが、伐採して家庭菜園をするという事です。荒廃地が少しでも解消

するといいと思うので、問題はないと思います。皆さんのご審議をお願いします。

**議長** 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようすで採決をとります。（番号2）に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

**議長** 全員賛成ですので、（番号2）は、原案のとおり承認されました。続きまして、（番号3）の説明をお願いします。

**事務局** （番号3）を説明させていただきます。譲渡人が渡町のFさんで、譲受人が同じく渡町のGさんです。申請地を売買により、所有権移転し、露地野菜を栽培すると言う申請内容です。土地の所在地は渡小学校の北東側の渡町の1530番3、1534番2の計1150m<sup>2</sup>です。次に農地法3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項についてご説明をいたします。まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後は耕作をされることですので、農地を効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。

第5号の転貸禁止要件には該当いたしません。

第6号の地域調和要件ですが、耕作を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

現地調査は、**佐々木委員、築谷委員**、にお願いしました。以上です。

**議長** 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

**築谷委員** 現地は、渡小学校の目の前のHの少し先の場所になります。ここ周辺の土地に現在もGさんが葱を作っていて遊休農地がなくなるという事でいい事だと思います。皆さんのご審議をお願いします。

**議長** 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようすで採決をとります。（番号3）に賛成の方は挙手をお願いしま

す。

(全員挙手)

**議長** 全員賛成ですので、(番号3)、原案のとおり承認されました。  
続きまして、議案第6号の説明をお願いします。

**事務局** 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を説明させていただきます。議案は8ページから9ページです。今回1件の申請が出ておりまます。譲渡人は、財ノ木町のIさん、譲受人が埼玉県狭山市のJさんです。土地の所在地は、小篠津川のKさんを東に入った川沿いに入った所、財ノ木町216番1、216番4、計445m<sup>2</sup>です。申請地を売買により、譲受け、一般専用住宅を建てたいという事です。申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連担している区域で第3種農地に該当します。

資力及び信用につきましては、金融機関からの融資証明証が提出されております。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。

土地改良区の同意の意見書は添付されております。

計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われます。周辺農地の営農条件への支障につきましては、周辺には耕作中の農地は無く、被害発生の恐れはないと考えられます。

現地調査は、佐々木委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

**議長** 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

**築谷委員** 現地を見ましたが、きれいになっていました。

**事務局** 近年中も、駐車場で転用がでていたり、奥の方は太陽光で申請が出ているような所になります。

**築谷委員** 周りは家も立ち並んでいるので、皆さんのご審議をお願いします。

**議長** 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。議案第6号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議長** 全員賛成ですので、議案第6号は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第7号「農用地利用集積等促進計画（案）について」の説明をお願いします。

議案内容に関係しますので河岡職務代理、梶谷委員は退席をお願いします。

（河岡職務代理、梶谷委員が退室）

**議長** それでは事務局より説明をお願いします。

**事務局** 議案第7号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を説明させていただきます。議案の11ページから13ページまでとなります。41筆についてご審議お願いします。表の右に備考としておりまして、基本的に農家さんの方が経営拡大の為、新たに借りられたものは新規、従前の農地を解約されて新しく農家さんが借りられるものは付替え、設定期間の終了で更新をされるもの更新と記載させてもらっています。5番から8番新規（直接）と記載しているものは、市街化区域という事で相対契約となっております。23番から41番までは借受人が一般財団法人 境港市農業公社となっておりますが、こちらの方は令和6年度で公社が荒廃地を借り受けて早生樹の試験栽培をするという計画がございまして、竹内町の農地全部で19筆、面積にすると1109m<sup>2</sup>になりますが、新年度から事業を開始するという事であがってきています。説明は以上です。

**事務局** 補足ですが、市の3月補正の方で、早生樹の苗木を発注しないと間に合わないという事で、今、市の方では補正を予定しております、来年度以降は、維持管理の方の事業を委託しまして、行うための予算計上を現時点では考えています。以上です。

**議長** 議案の説明が終わりました。ご意見ご質問等はありませんか。

**河岡委員** 早生樹を植える目的はなんですか。

**事務局** 目的としましては、荒廃農地にバイオマス燃料となる早生樹を植える事で、新たな産業に供給することができます。すでに市内にもバイオマス燃料の発電事業社さんもおられますし、今後も出てくる予定も聞いています。そういう所に使えるバイオマス燃料の試験栽培で取り組む事としています。

**議長** 早生樹の試験栽培の管理の仕方は環境的にどうだろうか。燃料にするには大きく育てるだろうけれど、場所はどうだろうか。心配はないだろうか。

**事務局長** 場所は目立つところですが、この場所は整備したのですが、水はけが悪くて、石もある。そういった要素があって、農家さんの借りてくれる人がいない。しかし、有効活用しないといけないと考えていましたので、県の方に確認してみた所、きちんと管理をすれば農地転用しなくても利用できると聞いたので選ばさせていただきました。干拓虫の話もあったのですが、草刈りの方はきちんと管理する予定にしています。3年、5年どのくらいがベストなのか、木の植える幅が近い距離だとたくさん植える事ができますし、広くすれば本数が減ります。肥料のあり、なしでどれほどの違いがあるのかを試験栽培で検証していきます。今、バイオマス発電されているところに確認したところ、木の方も持ってきてもらえばバイオマス発電の燃料の材料として使えるという話は伺っています。皆さん、木からチップにする機会を持っておられるようで、今、生えている柳をチップ化したら燃料に使えるということを伺っておりますので、早生樹でバイオマス発電に使うサイクルが出来れば、既に生えている所も含めて、多少は荒廃地が解消するのではないかと期待を込めて試験栽培に取り組むとしています。

**事務局** 大きくなりすぎますと、クレーン等運搬等、伐採経費も高くなりますので、そこらへんを含めて、例えば5メートルくらいだと運賃的にコストが安いのでいいですか試験栽培の中でデータを揃えていく予定で、あまり大きく育ててとかは伺っていません。

**議長** 他にご意見ご質問等はありませんか。ないようですので、それでは採決いたします。議案第7号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議長** 全員賛成ですので、議案第7号は、原案のとおり承認されました。

(河岡職務代理、梶谷委員が入室)

#### (事務局から次の事項について報告)

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書

報告第5号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第7号 公共事業の施行に伴う農地転用報告書について

#### (事務局からその他項目について説明)

- ・今後の予定

○市町村農業委員会会長・事務局長会議（会長） 令和6年2月22日（木）  
○令和6年第3回境港市農業委員会総会 令和6年3月11日（月）  
◆午後1時30分～

・農業委員会情報 市報 3月号「農地の転用について」

- 議長 以上で本日の審議は終了いたしましたが、その他に皆さんの方からございませんか。
- 議長 それでは以上をもちまして令和6年第2回境港市農業委員会総会を閉会します。

令和6年2月13日

境港市農業委員会

議長

---

署名委員

---

署名委員

---